奈良県告示第三百五十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨を告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法第六十七条の規定により、この告示の日から三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成年二十月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　商号又は名称　株式会社大栄不動産

二　代表者氏名　平山　秀

三　免許番号　奈良県知事（二）第三四〇〇号

四　免許年月日　平成十七年二月八日